

京丹波町告示第8号

京丹波町建設事業等監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京丹波町建設事業等監視委員会設置要綱（平成20年京丹波町告示第7号。以下「要綱」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 要綱第2条第1号、第2号及び第3号に定める「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める建設工事及びこれに関連する業務で、競争入札及び随意契約により実施するものとする。

(会議の特例)

第3条 緊急かつやむを得ない事情があり、要綱第5条に定める会議が開催できない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(定例会議)

第4条 要綱第5条に定める定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象は、原則として、別表1のとおりとする。

2 定例会議への報告は、次の様式を提出して行うものとする。

(1) 総括表（様式第1号）

(2) 入札契約方式別発注工事一覧表（様式第2号）

(3) 指名停止等の運用状況一覧表（様式第3号）

3 町長は、原則として、定例会議開催月の前月の1日（閉庁日の場合はその翌日）までに、前項に定める資料を事務局に提出するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第5条 町長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについては、却下することができる。

なお、町長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告するものとする。

(1) 申立期間を徒過したもの。

(2) 苦情の申立を行っていないものから再苦情の申立があったもの

(3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

(4) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの

(5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるもの
(再苦情処理)

第6条 再苦情処理会議については、申立者及び町長からの書面の提出、その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

2 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に町長に報告するものとする。

3 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(議事概要の作成及び公表)

第7条 定例会議に係る議事概要（様式第4号の1）については、会議終了後速やかに作成し、公表するものとする。再苦情処理会議に係る議事概要（様式第4号の2）については町長が行う再苦情処理結果の公表と併せて行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月29日から施行する。

別表1（第4条関係） 定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象

	開催時期	要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象
第1回	6月	前年度の10月1日から3月31日までに契約した建設工事等
第2回	11月	当該年度の4月1日から9月30日までに契約した建設工事等

様式第1号（第4条関係） 総括表

（期間 年 月 日～ 年 月 日）

入札・契約方式	件数（件）	契約金額(円)	平均落札率（％）	備 考
総契約件数 （内訳） ① 一般競争入札 ② 指名競争入札 ③ 随意契約				

様式第2号（第4条関係） 入札・契約方式別発注工事一覧表

発注機関名：京丹波町

入札・契約方式：_____

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

整理番号	工 事 名	工事種別	契約金額 (円)	備 考
	合 計 (平 均)	件		

様式第3号（第4条関係） 指名停止等の運用状況一覧表

（期間： 年 月 日～ 年 月 日）

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		年 月 日 ～ 年 月 日 （ ヶ月）		

注) 該当事項は、「指名停止措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

様式第4号の1（第7条関係）

京丹波町建設事業等監視委員会（定例会議） 議事概要

開催日時及び場所		
出席委員氏名		
審議対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
区分	総件数	件 (備考)
一般競争入札		件
指名競争入札		件
随意契約		件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
委員会意見の内容		

様式第4号の2（第7条関係）

京丹波町建設事業等監視委員会（再苦情処理会議） 議事概要

開催日時及び場所		
出席委員氏名		
再苦情申立内容		
委員からの意見・ 質問とそれに対する 回答等	意見・質問	回 答 等
委員会意見の内容		